

第3章 投資に関する国籍、種類、適格、条件

及び 投資と譲渡

3.1 Origin of Investment in India (投資者の国籍)

3.1.1 非居住者（パキスタン市民及びパキスタン法人を除く）は FDI 政策に則ってインドで投資できる。バングラデッシュ市民及びバングラデッシュ法人は **Government route**(2.1.17)の下でのみ、FDI 政策に則って投資できる。

3.1.2 ネパール及びブータンの NRIs (Non Resident Indians—2.1.25) 及び当該国市民は、回収ベースで(2.1.22) インド企業への投資が認められる。但し、当該投資金は交換可能外貨での銀行経由送金であること。

3.1.3 OCBs (2.1.10) は 2003 年 9 月 16 日 来、インドでの投資家として認可されなくなっているが、インド国外で法人化され RBI 告知に反していない **Erstwhile OCBs** は、非居住法人として新規投資が認められる。但し、投資が **Government route** の場合は政府の事前許可を要し、**RBI route** の場合は RBI の事前許可を要する。

3.1.4 (i) FII (2.1.15) は、FDI Scheme/Policy 又は **Portfolio Investment Scheme** の何れかの下、インド会社の資本参加が認められる。FII 投資に対する個別 10% 制限、グループ 24% 制限は、FII 投資が **FDI scheme/policy** の下の投資であつても、尚有効である。

(ii) FII から直接送金を受け、FDI Policy に則って FII に株式を発行したインド会社は、詳細が適切な統計の為に、**FC-GPR Form item No.5(Annex-1)** を用いて数値詳細を報告すること。

(iii) デリバティブの除く全取引日報を所定フォーマットに記入してあるフロッピー又は **soft copy** で管轄銀行経由 RBI 宛提出すること。

3.1.5 FEMA 1999 の **Foreign Exchange Management**(非居住者による証券譲渡又は発行) **Regulation** の **Schedules II** 及び **III** で登録した FII/NRI 以外の者は、インド株式市場でローカー等インド居住者を通じてインド会社の資本に投資又は資本取引は出来ない。

3.1.6 **Foreign Venture Capital Investor(FVCI—2.1.16)**は、**Venture Capital Fund** 及び **Indian Venture Capital Undertaking**(インドの資本提供ベンチャー)の資本に 100%まで

参入できるし、資本管理する資産管理国内会社の設立も認められる。これらの投資は、SEBI と RBI の規則、及び FDI Policy に適うことを条件に自動承認分野である。然しながら、FVCIs は、FDI Policy の下、他の会社で非居住者として投資することも認められる。

3.2 投資の種類

3.2.1 インドの会社は、FEMA Regulations で示されている価格ガイドライン基準に基づいて、株式発行は勿論、完全強制且つ委任可能転換社債も発行出来るし、完全強制且つ委任可能転換可能優先株も発行出来る。資本証券の価格は証券発行以前に決められる無ければならない。

3.2.2 他の種類の優先株及び社債、即ち、非転換、任意転換又は部分転換の優先株及び社債、で対価が 2007 年 5 月 1 日以後に入金したものは負債と看做す。借入適格者、公認借主、金額と満期、資金用途規制、などに関連する ECBs に対する全ての基準も同様に適用されるものとする。それら証券はルピー建になるゆえ、ルピー金利は London Interbank Offered Rate(LIBOR)とのスワップ・レートに満期に見合う ECBs の許容スプレッドを加えたものになる。

3.2.3 インド会社が、DRs(2.1.9)と FCCBs(2.1.11)の発行に係わって受領した資金は FDI として扱われ FDI に算入される。

3.2.4 FCCB/ADR/GDR の下でインド会社の株式発行 ADR/GDR(2.1.9)

- (i) インド会社は、Foreign Currency Convertible Bonds and Ordinary Shares (Through Depository Receipt Mechanism)Scheme,1993 が示すスキームと折々の印政府ガイドラインに沿って、FCCB/DRs(ADR/GDR)を発行して海外で資金調達することが出来る。
- (ii) 適格会社は、FDI Policy の下、国外居住者に対し ADRs/GDRs を発行できる。然しながら、インドの資本市場での資金調達不適格会社とされた上場会社、Securities and Exchange Board of India (SEBI)によって証券市場への参入を抑制されている会社、は ADRs/GDRs 発行の資格はない。
- (iii) 国際市場で資金調達の為に ADR/GDR に未接触の非上場会社が、海外証券発行を望む場合、国内市場で事前に上場されることを要する。国際市場で既に ADRs/GDRs 発行した非上場会社は、利益計上を市場に報告又は当該 ADRs/GDRs 発行から 3 年以内に国内市場で上場、の早い方を行わなければならない。ADR/GDRs の発行は、Lead Manager と相談してインド会社により算出された基準で発行され、調達された資金はインドで実際に必要になるまで海外で保管さ

れるものとする。未償還又は調達未使用をインド会社は fund に投資できる：

- (a) RBI により規定されたレーティングを下回らないと、Standard and Poor, Fitch, IBCA, Moody's などによって格付けされた銀行が振り出す定期預金、預金証書、又は他の証券；
 - (b) インド政府公認ディーラーの国外店への定期預金
 - (c) 満期期限付き、又は満期まで一年未満の、国債及び同種主権
- (iv) 不動産市場、株式市場、への投資禁止以外、この種資金の用途に制限は無いし、金額的にもインド会社が調達出来る ADRs/GDRs 額の範囲で自由である。
- (v) ADR/GDR に依る資金は、官営事業/企業の民営化での第 1 期株放出時の株購入に利用可能、又、当該事業/企業の重要戦略の観点で民間への第 2 期株放出にも利用可。
- (vi) 本スキームでの発行株に基づく議決権は Company Act 1056, の規定、及び ADR/GDR 発行に際し課された議決権制限と会社法諸規定とが結び付いた態様、の通りとする。Banking カンパニーの場合の議決権は、Banking Regulation Act, 1949 の諸規定の適用継続とし、又、RBI の布告指示が議決権使用の全株主に適用される。
- (vii) 対印投資無資格の Erstwhile Oversea Corporate Bodies (2.1.10) と SEBI (インド証券取引委員会-2.1.36) によって証券の売買と取扱いを禁じられた実体は、インド会社が発行する ADRs/GDRs に対して予約資格を有しないものとする。
- (viii) ADR/GDR 発行時の価格設定は、Foreign Currency Convertible Bonds and Ordinary Shares (through Depository Receipt Mechanism) Scheme, 1993 の発行スキームの諸規定、インド政府のガイドライン、及び RBI の指針、の下に決る価格で為されるものとする。
- (ix) 保証付き ADRs/GDRs の価格設定は、Foreign Currency Convertible Bonds and Ordinary Shares (through Depository Receipt Mechanism) Scheme, 1993 の発行スキームの諸規定、インド政府のガイドライン、及び RBI の指針、の下に決められるべきものとする。

3.2.5

(i) Two-way Fungibility Scheme

限定的ながら二面的代替制をインド政府は ADRs/GDRs に導入している。このスキームでは、SEBI に登録済みインドの株式仲買人は海外投資家からの要請に基づいて ADRs/GDRs への転換する為に当該インド会社の株をインド株式市場で購入できる。ADRs/GDRs の範囲内で、ADRs/GDRs のインド市場での再発行が認められている。

(ii) Sponsored ADR/GDR 発行

インド会社は ADR/GDR 発行を保証することが出来る。このメカニズムでは、インド会社は国内の株主に対し株式売戻の提案をし、その範囲で ADR/GDR を海外で発行できる。この ADR/GDR 売却代金はインドに戻されて、ルピー建の株を提供した国内の株主に配分される。この売却代金は、ADRs/GDRs への転換用に株を提供した国内株主の Resident Foreign Currency (Domestic) account として国内で保管可能である。

3.3 Eligibility of FDI in Resident Entities (内国実体へのFDI適格性)

3.3.1 インド会社への FDI

中小企業を含む、インド会社は FDI に対する株式発行が出来る。

3.3.2 Partnership Firm/ Proprietary Concern への FDI

(非法人の合名会社、個人事業への FDI)

(i) 国外居住の、非居住インド市民 (NRI) 又はインド人 (PIO) は firm 又は個人営業体への資本参加の形で、且つ非回収条件で投資が認められる、但し下記条件：

(a) 投資金は海外からの振込み、又は公認為替業者/公認銀行にある NRE/FCNR(B)/NRO 勘定からの支払

(b) Firm 又は事業体は農業/プランテーション、又は不動産業、又は印刷メディア分野ではないこと

(c) 投資金は国外に回収不可

(ii) 回収便宜付き投資：NRI/PIO は個人営業体/合名会社への回収条件便宜付き投資をするには RBI の事前許可取得要。諾否は印政府と協議の上判断される。

(iii) NRI/PIO 以外の非居住者による投資：当該非居住者が合名会社又は個人営業体または組合に資本参加の形で投資する場合、RBI の事前許可取得を要する。

(iv) 規制：NRI 又は PIO の農業/プランテーション活動体、不動産業（利鞘目的又は収益目的の土地と不動産の取引）、プリント・メディア、への投資は認められない。

3.3.3 トラストへの FDI：VCF 以外のトラストへの直接投資は認められない。

3.3.4 他実体への FDI：上述以外の国内実体への FDI は認められない。

3.4 Condition on Issue/Transfer of Shares

(株券発行と譲渡の条件)

3.4.1 株券は、振込受領後又は非居住者の NRE/FCNR 勘定からの付け替え後、180 日以内に発券されなければならない。上述振込又は付け替え後 180 日以内に株券発行が為されなかった場合、受領金額は直ちに海外投資家宛に銀行から外貨送金又は NRE/FCNR 勘定に付け戻される。この規定に対する不作為は FEMA への違反行為として、罰則適用になる。例外として、受領後 180 日超保管されている株式代金の返還は RBI に認められる。

3.4.2 株の発行価格 (Issue price of shares) – FDI Policy の下、非居住者への株式価格は、上場会社の場合は SEBI のガイドラインを基準にすること。非上場会社の場合、株価は erstwhile Controller of Capital Issues(CCI)のガイドラインに基づいて公認会計士によって算出されること。

3.4.3 Foreign Currency Account (外貨銀行口座) – FDI Policy の下、非居住者に対する株式発行の適格インド会社は、RBI の事前許可を得て、外貨銀行口座に株式予約金の保持を認められる。

3.3.4 Transfer of shares and convertible debentures (株式と転換社債の譲渡) –

(i) FDI Policy で、海外投資家は、インド人株主から、他の非居住者株主から、発行済株式を購入/取得してインド会社に投資することが出来る。非居住者/NRI の譲渡形式での株式取得に対し全般的な許可が、下記の如く認められる。

(a) NRI と erstwhile OCB を除く非居住者は、売渡し又は贈与の方法で、株式又は転換社債を非居住者 (NRI を含む) の誰にでも譲渡でききる。

(b) NRI は所有する株式又は転換社債を売渡し又は贈与の方法で NRI の誰にでも譲渡できる。

上記二つの場合、4.2.2 の規定 “Existing Venture/tie-up condition”が適用される

(c) 非居住者はそのような証券でも贈与の方法で居住者に対し譲渡できる。

(d) 非居住者は、株式市場に登録済仲買人又は SEBI に登録してある商業銀行経由、公認インド株式市場でインド会社の株式と転換社債を売却できる。

(e) 居住者は、インド会社の株式/転換社債 (株式予約権含む) を、Annex-2 記載のガイドラインに沿って他の居住者に個人的取決めで売却できる。但し、この場合、金融関係会社 (銀行、NBFD, 保険、ARCs, CICs, 証券市場での機能会社 – 証券取引所、清算機関、証券受託所、商品取引所、等) はインド会社に含まれない。

(f) 非居住者が株式/転換社債を個人的取決めで居住者に売却譲渡すること、に対し全般的許可が認められる。但し、Annex-2 のガイドラインに沿うことが条件。

(g) 上述全般的許可は、嘗て Government Route だったが現在 Automatic Route と

されている活動分野に従事するインド会社の株式/転換社債を居住者から非居住者への譲渡にも適用される。又、インド会社の株式買戻し and/or 会社資本減資スキームに非居住者が応じて譲渡する場合にも適用される。

然しながら、この全般的許可は、居住者から非居住者/NRI に(e)号記載の金融関係会社の株式/社債譲渡には適用されない。

- (h) Form FC-TRS は当該金額受領後 60 日以内に the AD Category-Bank に提出を要する。Form FC-TRS 期限内提出義務は譲渡者/譲受者、居住者に課される。
- (ii) 非居住者により購入された株式証券に関し送金機関経由送金された預託金は、資金到着時に、送金受領 AD Category- I 銀行に依って Know Your Customer(KYC) 条件とされる。送金受領 AD Category- I 銀行が、株式譲渡取引を扱う AD Category- I 銀行ではない場合、KYC チェックは受領銀行で為され受領銀行は KYC 報告書を株式譲渡取引を扱う AD Category 宛に Form FC-TRS と共に提出しなければならない。
- (iii) **Escrow** : AD Category- I Banks は非居住法人が株式取得申込/申込取消と株式表から抹消用に Escrow 勘定と Special 勘定を開設する全般的認可が与えられている。関係する SEBI(SAST) REgulation 又は他の SEBI 規則/会社法 1956 の諸規定が適用される。

訳者註：Escrow 勘定とは預金者と相手方（銀行など）、両者合意で積立預金を動かす勘定

3.4.5 株式譲渡に RBI の事前承認が必要なケース

- (i) 居住者から非居住者に株式売却譲渡で RBI の事前承認が必要な事例は下記：
 - (a) 金融サービス業のインド会社に株式譲渡（銀行、NBFCs、資産再建会社、CICs、保険会社、証券市場での機能会社—株式取引所・清算機関・証券受託所・商品取引所など）。
 - (b) SEBI (Substantial Acquisition of Shares & Takeovers) Regulation,1997 の諸規定に沿わない取引。
 - (c) 株式譲渡される会社の活動分野が自動承認ルートから外され、当該譲渡に関し FIPB の許可を取得してきた場合。
 - (d) RBI の価格ガイドラインから逸脱した譲渡価格での譲渡
 - (e) 非居住譲受者が譲受代金の割賦支払申出をしている譲渡は、RBI の事前承認要。RBI 承認取得後、譲渡取引は各割賦額受取り後、都度 60 日以内に Form FC-TRS で AD Category- I Bank に詳細報告を要する。AD Category- I Bank は斯かる Form FC-TRS 詳細を纏めて RBI 中央事務所に報告のこと。
- (ii) 政府ルートから外された分野に従事する会社の株式を居住者から非居住者に売却譲渡などの場合政府の許可、次いで RBI の承認を要する。

- (iii) 居住者が非居住者に株式贈与を希望する場合 RBI の事前許可取得を要する。贈与譲渡許可申請に際し、**Annex-3** 記載の書面添付のこと。RBI は申請書処理に当たり、下記要因を検討する：
- (a) 被贈与者が、2000年5月3日付け告知 No. FEMA 20/2000-RB の Schedule 1,4 及び5の株式保有者適格者であるか。
 - (b) 贈与は、インド会社の資本金/社債/相互基金の5%を超えないこと。
 - (c) インド会社に適用される分野別非居住者上限を超えないこと。
 - (d) 贈与者と被贈与者が会社法 1956 の Section 6 で定める近親者であること。近親者の最新リストを Annex-4 に記載する。
 - (e) 贈与者の株式贈与額は、他の非贈与者への贈与を含め、カレンダー一年で US\$25,000 相当のルピー額を超えてはならない。
 - (f) RBI の規定する諸条件。

3.4.6 Conversion of ECB/ Lumpsum Fee/ Royalty into Equity

(海外商業借入、一括払技術料、ロイヤリティの資本算入)

- (i) インド会社は外貨での海外商業借入 (External Commercial Borrowings- ECB) を株式/優先株に転換することに関し、全般的認可が認められている。但し、ECBt と看做される類を除く。又下記条件に合致と、所要報告を要する。
 - (a) インド会社の活動が FDI 自動承認分野である、又は、外国資本参入の政府許可を取得してあること。
 - (b) ECB を外国資本に繰入れて、外資分が分野毎上限を超えないこと。
 - (c) 株価は上場会社は SEBI 規則通り、非上場会社は以前の CCI ガイドラインの通りとする。
 - (d) 有効な他法令及び規則に順応していること。
 - (e) 自動承認または政府ルートの下での ECBs に対する転換制度があり、ECBs の満期支払又は期前支払い及び非居住協力者からの保証付/保証無ローンに適用される。
- (ii) 自動承認ルート又は SIA/FIPB ルートで、一括払い Know-How 技術料、ロイヤリティに対し 株式/優先株発行は全般的認可である。但し、SEBI/CCI のガイドライン及び 税法に順応すること。

3.5 諸証券発行

- ### 3.5.1 Issue of Rights/Bonus Shares (新株/ボーナス株発行) - FEMA 諸規定は、インド会社が既存非居住株主に対し、分野別外資比上限の範囲で Right/Bonus Share を自由に発行するのを認めている。然しながら、Right/Bonus Shares の発行は会社

法,1956, SEBI(Issue of Capital and Disclosure Requirements)Regulation,2009(上場会社の場合)、など諸法令に沿ったものであること。インド会社が非居住株主に申入れる新株価格は、居住者株主に対して申入れた価格以上であること。

3.5.2 **Prior permission of RBI for Rights issue to erstwhile OCBs(2.1.10)**

非居住インド人 60%保有の古い実体に対する新株発行は RBI 事前承認—2003 年 9 月 16 日以降、OCBs は投資家の 1 クラスとは認められていない。従い、erstwhile OCBs に新株発行を希望する場合、RBI の特別事前許可取得を要する。OCBs に対する斯様に新株割当は自動主任ではないが、Bonus 株割当は RBI の許可不要。

3.5.3 **Additional allocation of rights share by residents to non-residents**

(居住者から非居住者への新株追加割当)

既存非居住株主は、増資株を満額、強制且つ委任可能転換社債を満額、強制且つ委任可能転換優先株は株保有分権利を超えて、申請することが認められる。被投資会社は予約申込が無かった余分新株の内から、追加新株を非居住者に割当てることができるが、非居住者全体への株発行が会社の払込済資本金に占める割合が規定上限を超えてはならない。

3.5.4 **Acquisition of shares under Scheme of Merger/Demerger/Amalgamation**

(吸収/分離/合併での株式取得)

インドでの会社吸収/分離/合併は当該会社から提出されたスキームに則った、competent Court の指示によって通常管理される。二つ以上のインド会社の吸収、分離、合併計画が Court に認められると、存続会社又は新会社は解散会社の非居住株主に対して株式発行が認められる。但し下記条件：

- (i) 存続会社又は新会社の非居住株主の株保有比率が分野別上限を超えないこと。
- (ii) 解散会社、又は存続会社、又は新会社、が FDI policy で禁じられている活動分野に従事していないこと。

3.5.5 **Issue of shares under Employees Stock Option Scheme(ESOPs)–**

(従業員ストックオプション・スキームでの株式発行)

- (i) 上場インド会社は、その従業員、その joint venture 又は 100%子会社である海外会社の従業員に対し(ESOPs)で株式発行を認められる。但し、パキスタン市民従業員は対象外、バングラデッシュ市民の場合は FIPB の事前許可要。

ESOPs での株式は直接、又はトラスト経由で発行できる。但し下記条件：

- (a) 当該スキームは SEBI の関連規則にのっとったもの。
- (b) 当該スキームの下、非居住従業員への割当株の額面総額が株式発行会社の払込資

本金の 5%を超えないこと。

- (ii) 非上場会社は会社法 1956 の諸規定に従うものとする。インド会社は非居住者従業員に ESOPs に対し発行できる。パキスタン市民従業員が対象外、バングラデッシュ市民の場合は FIPB の事前許可要。
- (iii) 株式発行会社は株式発効日から 30 日以内に RBI の地域事務所に発行明細を報告すること。